

（前照灯等）

第三十二条 自動車（被^{けん}牽引自動車を除く。第四項において同じ。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有する配光可変型前照灯（夜間の走行状態に応じて、自動的に照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を調整できる前照灯をいう。以下同じ。）を備える自動車として告示で定めるものにあつては、この限りでない。

- 2 走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。
- 4 自動車の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。ただし、配光可変型前照灯又は最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車であつて光度が告示で定める基準未満である走行用前照灯を備えるものにあつては、この限りでない。
- 5 すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 6 すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。
- 7 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、被牽引自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）の前面には、配光可変型前照灯を備えることができる。
- 8 配光可変型前照灯は、自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、必要な場合にあつてはその照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 9 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。
- 10 自動車には、前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する前照灯照射方向調節装置（前照灯（走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯をいう。以下この章において同じ。）の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調節するための装置をいう。）を備えることができる。
- 11 配光可変型前照灯（当該灯火装置の光源から出される光の総量等が告示で定める性能を有するものに限る。）には、前照灯洗浄器を備えなければならない。
- 12 前照灯洗浄器は、前照灯のレンズ面の外側が汚染された場合において、当該部分を洗浄することにより前照灯の光度を回復できるものとして、洗浄性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 13 前照灯洗浄器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けなければならない。

（前照灯等）

第42条 走行用前照灯と同等の性能を有する配光可変型前照灯を備える自動車として保安基準第32条第1項の告示で定めるものは、灯光の色、明るさ等が協定規則第123号改訂版補足改訂版6.3.及び7.に適合する走行用ビーム（走行状態における照射光線をいう。以下同じ。）を発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車とする。

2 走行用前照灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第32条第2項の告示で定める基準とし、最高速度20km/h未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては協定規則第98号改訂版補足改訂版5.、6.及び7.の技術的な要件に定める基準並びに協定規則第112号改訂版補足改訂版5.、6.、7.及び8.の技術的な要件に定める基準とし、最高速度20km/h未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度が35km/h未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては次の各号に掲げる基準とする。ただし、前段の自動車であつて、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては協定規則第98号改訂版補足改訂版6.及び協定規則第112号改訂版補足改訂版6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第98号改訂版補足改訂版9.3.及び協定規則第112号改訂版補足改訂版10.2.の規定に適合すればよいものとし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては協定規則第98号改訂版補足改訂版5.8.(5.8.3.及び5.8.4.を除く。)及び協定規則第112号改訂版補足改訂版5.3.1.(5.3.1.1.及び5.3.1.2.を除く。)は適用しないこととし、協定規則第98号改訂版補足改訂版5.8.4.及び協定規則第112号改訂版補足改訂版5.3.1.2.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつてはJIS規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

一 走行用前照灯は、そのすべてを同時に照射したときは、夜間にその前方100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものにあつては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有し、かつ、その最高光度の合計は430,000cdを超えないこと。

二 最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯は、前号の規定にかかわらず、安全な運行を確保できる適当な光度を有すること。

三 走行用前照灯の灯光の色は、白色であること。

3 二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度が35km/h未満の大型特殊自動車並びに農耕作業用小型特殊自動車に備える走行用前照灯であつて、直進姿勢において測定したときの光度の計測値が以下の各号の基準に適合するものは、前項第1号の基準に適合するものとして取り扱う。

一 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつて

は、走行用前照灯（四灯式（同時に点灯する4個の走行用前照灯を有するものをいう。以下同じ。）のものにあつては、主走行用ビーム（走行用ビームのうち主たるものをいう。以下同じ。）の光度が最大となる点（以下「最高光度点」という。）が、前方10mの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの5分の1下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度が次に掲げる光度以上であること。

イ 四灯式以外のもので、すれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のものは、1灯につき15,000cd

ロ 四灯式以外のもので、すれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のものは、1灯につき12,000cd。ただし、12,000cdに満たない場合にあつては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が15,000cd。

ハ 四灯式のものは、主走行用ビームが1灯につき12,000cd。ただし、12,000cdに満たない場合にあつては、他の走行用前照灯との光度の和が15,000cd。

二 除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度が35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあつては、走行用前照灯（四灯式にあつては、主走行用ビーム）の最高光度点が、前方10mの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの10分の3下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は1灯につき10,000cd以上であること。

4 走行用前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車にあつては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第5改訂版5.及び6.（6.19.を除く。）の技術的な要件に定める基準とする。

5 保安基準第32条第4項ただし書きの告示で定める基準は、10,000cdとし、この規定によりすれ違い用前照灯を備えなくてもよいこととされる自動車は、その光度がこの基準未満である走行用前照灯を備える最高速度20km/h未満の自動車とする。

6 すれ違い用前照灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第32条第5項の告示で定める基準は、最高速度20km/h未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては協定規則第98号改訂版補足改訂版5.、6.及び7.の技術的な要件に定める基準並びに協定規則第112号改訂版補足改訂版5.、6.、7.及び8.の技術的な要件に定める基準とし、被牽引自動車、最高速度20km/h未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車にあつては

次号から第3号までに掲げる基準とする。ただし、前段の自動車であって、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては協定規則第98号改訂版補足改訂版6の規定及び協定規則第112号改訂版補足改訂版6の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第98号改訂版補足改訂版9.3の規定及び協定規則第112号改訂版補足改訂版10.2の規定に適合すればよいものとし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては協定規則第98号改訂版補足改訂版5.4.及び5.8.（5.8.3.及び5.8.4.を除く。）並びに協定規則第112号改訂版補足改訂版5.3.1.（5.3.1.1.及び5.3.1.2.を除く。）及び5.8.は適用しないこととし、協定規則第98号改訂版補足改訂版5.8.4.及び協定規則第112号改訂版補足改訂版5.3.1.2.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつてはJIS規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

- 一 すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、そのすべてを同時に照射したときに、夜間にその前方40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものにあつては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。
 - 二 最高速度20km/h未満の自動車であつてその光度が10,000cd以上である走行用前照灯を備えるものにあつては、すれ違い用前照灯は、前号の規定にかかわらず、すれ違い用前照灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
 - 三 すれ違い用前照灯の灯光の色は、白色であること。
- 7 すれ違い用前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第6項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第5改訂版5.及び6.（6.19.を除く。）の技術的な要件に定める基準とする。
- 8 配光可変型前照灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第32条第8項の告示で定める基準は、協定規則第123号改訂版補足改訂版5.、6.及び7.の技術的な要件に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては協定規則第123号改訂版補足改訂版6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第123号改訂版補足改訂版9.2.の規定に適合すればよいものとし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては協定規則第123号改訂版補足改訂版5.3.（5.3.1.及び5.3.2.を除く。）及び5.8.は、適用しないこととし、協定規則第123号改訂版補足改訂版5.3.1.1.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつてはJIS規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

- 9 配光可変型前照灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第32条第9項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第5改訂版5.及び6.（6.19.を除く。）の技術的な要件に定める基準とする。
- 10 前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し保安基準第32条第10項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第5改訂版5.及び6.（6.19.を除く。）の技術的な要件に定める基準とする。
- 11 保安基準第32条第11項の告示で定める配光可変型前照灯は、灯光の色、明るさ等が協定規則第123号改訂版補足改訂版6.2.及び7.に適合する配光形態のうち配光制御信号（当該配光可変型前照灯の照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を制御するために入力される信号をいう。以下同じ。）が出力状態にない状態（以下「基本すれ違い状態」という。）であり、かつ、協定規則第123号改訂版補足改訂版6.4.6.に規定される範囲にカットオフ（すれ違い状態の照射方法を調整する際に用いる光の明部と暗部を分ける線のことをいう。以下同じ。）を有する場合において、灯火ユニット（配光可変型前照灯から灯光を発することを目的とする部品のことをいう。以下同じ。）の光源の目標光束（光源から出る光の設計上の総量のことをいう。以下同じ。）の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり2,000lmを超えるものをいう。
- 12 前照灯洗浄器の洗浄性能等に関し保安基準第32条第12項の告示で定める基準は、別添55「前照灯洗浄器の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合であり、かつ、別添55「前照灯洗浄器の技術基準」の3.2.1.は、別添55「前照灯洗浄器の技術基準」の3.2.1.に関する前照灯及び前照灯洗浄器の部品が、当該前照灯の一体型部品として型式の指定を受けている場合には適用しないものとする。
- 13 前照灯洗浄器の取付位置、取付方法等に関し保安基準第32条第13項の告示で定める基準は、別添56「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準」に定める基準とする。

（前照灯等）

第120条 走行用前照灯と同等の性能を有する配光可変型前照灯を備える自動車として保安基準第32条第1項の告示で定めるものは、灯光の色、明るさ等が協定規則第123号改訂版補足改訂版6.3.及び7.に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車とする。

2 走行用前照灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第32条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 走行用前照灯（最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。）は、そのすべてを照射したときには、夜間にその前方100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあつては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。

二 最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯は、安全な運行を確保できる適当な光度を有すること。

三 走行用前照灯の灯光の色は、白色であること。

四 走行用前照灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損していないこと。

五 走行用前照灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。

六 次に掲げる走行用前照灯であつてその機能を損なう損傷等のないものにかぎり、曲線道路用配光可変型走行用前照灯（自動車が進行する道路の曲線部をより強く照射することができる走行用前照灯をいう。以下同じ。）として使用してもよい。

イ 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた曲線道路用配光可変型走行用前照灯

ロ 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた曲線道路用配光可変型走行用前照灯又はこれに準ずる性能を有する曲線道路用配光可変型走行用前照灯

3 走行用前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第3項の告示で定める基準は、次の各号（最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であつてその光度が10,000cd未満のものにあつては第1号、最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であつてその光度が10,000cd以上のものにあつては第1号、第4号及び第6号から第12号まで）に掲げる基準とする。この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 走行用前照灯の数は、2個又は4個であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、1個又は2個、カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅0.8m以下の自動車（二輪自動車を除く。）並びに最高速度20km/h未満の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）にあつては、1個、2個又は4個であること。このうち、被牽引自動車、最高速度20km/h未満の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度が35km/h未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く自動車にあつては、車両の左右各側において1個を曲線道路用配光可変型走行

用前照灯として使用してもよい。

- 二 4個の走行用前照灯（その全てが、消灯時に格納することができる走行用前照灯（以下「格納式走行用前照灯」という。）であるものに限る。）を備える自動車にあっては、前号の規定にかかわらず、4個の走行用前照灯のほか、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により短い間隔で断続的に点滅する又は交互に点灯させることにより警報を発することを専らの目的とする前照灯を2個備えることができる。
- 三 走行用前照灯の最高光度の合計は、430,000cdを超えないこと。
- 四 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。
- 五 走行用前照灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。ただし、最高速度35km/h未滿の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、この限りでない。
- 六 走行用前照灯は、走行用前照灯を1個備える場合を除き左右同数であり、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあつては、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、二輪自動車ですれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備えるものにあつては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。
- 七 走行用前照灯は、走行用前照灯の点灯操作を行ったときに自動車の両側に備える走行用前照灯のうちそれぞれ1個又は全ての走行用前照灯が同時に点灯するものであり、かつ、すれ違い用前照灯の点灯操作を行ったときに全ての走行用前照灯が消灯するものであること。
- 八 走行用前照灯は、車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合に点灯できない構造であること。ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により走行用前照灯を短い間隔で断続的に点滅する、又は交互に点灯させる場合にあっては、この限りでない。
- 九 走行用前照灯は、点滅するものでないこと。ただし、前号ただし書きの場合にあっては、この限りでない。
- 十 走行用前照灯の直射光又は反射光は、当該走行用前照灯を備える自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- 十一 走行用前照灯は、その取付部に緩み、がた等がある等その照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。
- 十二 走行用前照灯は、前項に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。
- 十三 走行用前照灯は、その作動状態及び不作動状態に係る制御を自動で行う場合には、

次に掲げる要件に適合しなければならない。

イ 周囲の光の状態及び対向車又は先行車から発せられる灯光に反応すること。この場合において、対向車とは対向する自動車、原動機付自転車及び自転車を、先行車とは先行する自動車及び原動機付自転車とする（以下この条、第198条及び別添52において同じ。）。

ロ 当該制御を手動により行うことができ、かつ、手動により解除できること。

ハ 当該制御を自動で行う状態であることを運転者席の運転者に表示できること。

4 次に掲げる走行用前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号（第4号を除く。）の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行用前照灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の型式の指定を受けた自動車に備える走行用前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行用前照灯又はこれに準ずる性能を有する走行用前照灯

5 保安基準第32条第4項ただし書きの告示で定める基準は、10,000cdとし、この規定によりすれ違い用前照灯を備えなくてもよいこととされる自動車は、その光度がこの基準未満である走行用前照灯を備える最高速度20km/h未満の自動車とする。

6 すれ違い用前照灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第32条第5項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 すれ違い用前照灯（その光度が10,000cd以上である走行用前照灯を備える最高速度20km/h未満の自動車に備えるものを除く。）は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるもの）にあつては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

二 その光度が10,000cd以上である走行用前照灯を備える最高速度20km/h未満の自動車にあつては、すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであること。

三 すれ違い用前照灯は、第2項第3号から第6号までの基準に準じたものであること。

四 次に掲げるすれ違い用前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものにかぎり、曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯（自動車が進行する道路の曲線部をより強く照射することができるすれ違い用前照灯をいう。以下同じ。）として使用してもよい。

イ 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯

ロ 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯又はこれに準ずる性能を有する曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯

7 すれ違い用前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第6項の告示で

定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

- 一 すれ違い用前照灯の数は、2個であること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車並びに幅 0.8 m 以下の自動車にあつては、1個又は2個であること。
- 二 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の上縁の高さが地上 1.2 m 以下（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車にあつては、小型特殊自動車）及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上 1.2 m 以下に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最低の高さ）、下縁の高さが地上 0.5 m 以上（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車にあつては、小型特殊自動車）及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上 0.5 m 以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ）となるように取り付けられていること。
- 三 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上 1.2 m 以下となるように取り付けられていること。
- 四 すれ違い用前照灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上自動車の最外側から 400mm 以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最外側の位置）となるように取り付けられていること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車並びに幅 0.8 m 以下の自動車に備えるすれ違い用前照灯にあつては、この限りでない。
- 五 前面が左右対称である自動車に備えるすれ違い用前照灯は、車両中心面に対し対称の位置に取り付けられていること。ただし、すれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備える二輪自動車にあつては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。
- 六 すれ違い用前照灯の操作装置は、運転者がすれ違い用前照灯の点灯操作を行った場合に、全ての走行用前照灯を消灯する構造であること。
- 七 放電灯光源を備えるすれ違い用前照灯は、走行用前照灯が点灯している場合に消灯できない構造であること。
- 八 すれ違い用前照灯は、車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合に点灯できない構造であること。ただし、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動によりすれ違い用前照灯を短い間隔で断続的に点滅する、又は交互に点灯させ

る場合にあつては、この限りでない。

九 すれ違い用前照灯は、点滅するものでないこと。ただし、前号ただし書きの場合にあつては、この限りでない。

十 すれ違い用前照灯の直射光又は反射光は、当該すれ違い用前照灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

十一 すれ違い用前照灯は、その取付部に緩み、がた等がある等その照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。

十二 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、原動機が作動している場合に常にいずれかが点灯している構造であること。

十三 すれ違い用前照灯は、第6項に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。

8 次に掲げるすれ違い用前照灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたすれ違い用前照灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備えるすれ違い用前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたすれ違い用前照灯又はこれに準ずる性能を有するすれ違い用前照灯

9 配光可変型前照灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第32条第8項の告示で定める基準は、協定規則第123号改訂版補足改訂版5.、6.及び7.の技術的な要件に定める基準及び次のとおりとする。この場合において協定規則第123号改訂版補足改訂版5.3.（5.3.1.及び5.3.2.を除く。）及び協定規則第123号改訂版補足改訂版5.8.は、適用しないこととし、協定規則第123号改訂版補足改訂版5.3.1.1.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつてはJIS規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、協定規則第123号改訂版補足改訂版6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第123号改訂版補足改訂版9.2.の規定に適合すればよいものとする。

一 走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯にあつては、夜間に走行用ビームを照射したときに、当該自動車の前方100mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。

二 すれ違い用ビーム（すれ違い状態における照射光線をいう。以下同じ。）は他の交通を妨げないものであり、かつ、夜間にそれを発する灯火ユニットのすべてを同時に照射させたときに、当該自動車の前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

三 配光可変型前照灯の灯光の色は、白色であること。

四 配光可変型前照灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損していないこと。

- 五 配光可変型前照灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。
- 10 次に掲げる配光可変型前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項（第1号及び第2号を除く。）の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき配光可変型前照灯の型式の指定を受けた自動車に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯
- 11 配光可変型前照灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第32条第9項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次のとおりとする。
- 一 走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯は、走行用ビームを発する際に照射する灯火ユニットの総最大光度が430,000cdを超えていないこと。
 - 二 走行用ビームは、自動車の進行方向を正射するものであること。
 - 三 走行用ビームを発する灯火ユニットは、走行用ビームの点灯操作を行ったときに、自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり1個以上の灯火ユニットが同時に点灯するものであり、かつ、すれ違い用ビームの点灯操作を行ったときに、すべての走行用ビームを発する灯火ユニットが同時に消灯するものであること。
 - 四 走行用ビームを発する格納式灯火ユニットが4個備えられた自動車に、専ら手動により短い間隔で断続的に点滅させること又はすれ違い用ビームを発する灯火ユニットと交互に点灯させることを目的として備えられた補助灯火ユニットは、格納式灯火ユニットが上昇した場合には点灯しないものであること。
 - 五 すれ違い用ビームを発する灯火ユニットに放電灯を用いる場合において、当該灯火ユニットは走行用ビームが点灯している間、消灯しないものであること。
 - 六 すれ違い状態の配光形態において、自動車の車両中心線を含む鉛直面を挟んで左右対称に配置された2つのすれ違い用ビームを発する灯火ユニットは、少なくとも一組がその見かけの表面の上縁の位置が地上から1.2m以下であり、かつ、下縁の位置が地上から0.5m以上となるように取り付けられていること。
 - 七 配光可変型前照灯に補助灯火ユニットを備える場合において、補助灯火ユニットは、その位置に最も近い位置にある灯火ユニットから水平方向に140mm以下及び鉛直方向に400mm以下の位置に配置されていること。この場合において、2つの補助灯火ユニットを自動車の車両中心線を含む鉛直面を挟んで対称に配置したときは、当該灯火ユニットから水平方向に200mm以下の位置にあればよいものとする。
 - 八 前号の補助灯火ユニットは、いずれも、地上から250mm以上1,200mm以下の位置に配置されていること。
 - 九 すれ違い状態の配光形態において、すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの見かけの表面の外縁は、車両の最外側から車両中心線側に400mm以下の位置にあること。
 - 十 配光可変型前照灯は、車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合にあつては点灯できないものであること。ただし、道路交通

法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動によりすれ違い用ビームを発する灯火ユニットを短い間隔で断続的に点滅させる、又は交互に点灯させる場合にあつてはこの限りでない。

十一 配光可変型前照灯の全ての灯火ユニットは点滅するものでないこと。ただし、前号ただし書の場合にあつてはこの限りでない。

十二 配光可変型前照灯の直射光又は反射光は、当該配光可変型前照灯を備える自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

十三 配光可変型前照灯は、その取付部に緩み、がた等があることにより、その照射光線の方向が振動、衝撃等のために容易に変化するおそれのないものであること。

十四 配光可変型前照灯は、第9項に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどすることにより配光等が著しい影響を受けているものは、この基準に適合しないものとする。

十五 配光可変型前照灯は、走行用ビームの点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えたものであること。

十六 配光可変型前照灯の配光制御信号の異常な作動を検知したときに、その旨を運転者席の運転者に警報する非点滅式の視覚的な警報装置を備えたものであること。

十七 配光可変型前照灯は、その作動状態及び不作動状態に係る制御を自動で行う場合には、次に掲げる要件に適合しなければならない。

イ 周囲の光の状態及び対向車又は先行車から発せられる灯光に反応すること。

ロ 当該制御を手動により行うことができ、かつ、手動により解除できること。

ハ 当該制御を自動で行う状態であることを運転者席の運転者に表示できること。

12 次に掲げる配光可変型前照灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器、反射器及び指示装置の取付装置について型式の指定を受けた自動車に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯

13 前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し保安基準第32条第10項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 前照灯照射方向調節装置は、すれ違い用前照灯の照射光線を自動車のすべての乗車又は積載の状態において確実に他の交通を妨げないようにすることができるものであること。

二 前照灯照射方向調節装置は、前照灯の照射方向を左右に調節することができないものであること。

三 手動式の前照灯照射方向調節装置は、運転者が運転者席において容易に、かつ、適切に操作できるものであること。この場合において、手動式の前照灯照射方向調節装置であつて、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える

位置に、文字、数字又は記号からなる直進姿勢であり、かつ、検査時車両状態及び乗車又は積載に係る主な状態に対応する操作装置の調節位置を容易に判別できるように表示していないものは、この基準に適合しないものとする。

- 14 次に掲げる前照灯照射方向調節装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
 - 一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前照灯照射方向調節装置
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える前照灯照射方向調節装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前照灯照射方向調節装置又はこれに準ずる性能を有する前照灯照射方向調節装置
- 15 保安基準第32条第11項の告示で定める配光可変型前照灯（指定自動車等又は法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器、反射器及び指示装置の取付装置について型式の指定を受けた自動車に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものに限る。）は、灯光の色、明るさ等が基本すれ違い状態であり、かつ、灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、水平面から下方 0.8° の平面並びに車両中心線と平行な鉛直面より右側 6° の鉛直面及び左側 4° の鉛直面に囲まれた範囲内にカットオフを有する場合にあっては、灯火ユニットの光源の目標光束の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり $2,000\text{lm}$ を超えるものとする。
- 16 前照灯洗浄器の洗浄性能等に関し保安基準第32条第12項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 - 一 前照灯のレンズ面の外側が汚染された場合において、前照灯の光度を回復するに十分な洗浄性能を有するものであること。
 - 二 第2項及び第6項に定める前照灯の性能を損なわないものであること。この場合において、すれ違い用前照灯の照明部の表面積の20%又は走行用前照灯の照明部の表面積の10%を超えて、当該照明部を覆わないものは、この基準に適合するものとする。
 - 三 前照灯洗浄器は、走行中の振動、衝撃等により損傷を生じ、又は作動するものでないこと。
 - 四 前照灯洗浄器は、鋭利な外向きの突起を有する等歩行者等に接触した場合において、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。
- 17 次に掲げる前照灯洗浄器であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
 - 一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前照灯洗浄器
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた前照灯洗浄器又はこれに準ずる性能を有する前照灯洗浄器
- 18 前照灯洗浄器の取付位置、取付方法等に関し保安基準第32条第13項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 前照灯洗淨器は、運転者が運転者席において容易に操作できるものであること。
 - 二 前照灯洗淨器は、灯火装置及び反射器並びに指示装置の性能を損なわないように取り付けられていること。
- 19 次に掲げる前照灯洗淨器及び前照灯洗淨器取付装置であつてその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前照灯洗淨器及び前照灯洗淨器取付装置
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた前照灯洗淨器及び前照灯洗淨器取付装置又はこれに準ずる性能を有する前照灯洗淨器及び前照灯洗淨器取付装置

（前照灯等）

第二十九条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第三十二条の規定並びに細目告示第四十二条、第二百十条及び第百九十八条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 自動車（被牽引自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。以下この号から第四号までにおいて同じ）の前面には、次の基準に適合する走行用前照灯を備えなければならない。

イ 走行用前照灯は、そのすべてを同時に照射したときは、夜間にその前方百メートル（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものにあつては、五十メートル）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有し、かつ、その最高光度の合計は二十二万五千カンデラを超えないこと。

ロ 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。

ハ 走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、そのすべてが同一であること。

ニ 走行用前照灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわな構造であること。

二 走行用前照灯は、前号に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

イ 走行用前照灯の数は、二個又は四個であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、一個又は二個、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅〇・八メートル以下の自動車（二輪自動車を除く。）にあつては、一個、二個又は四個であること。

ロ 走行用前照灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。ただし、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては、この限りでない。

ハ 走行用前照灯は、左右同数であり（走行用前照灯を一個備える場合を除く。）、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあつては、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、二輪自動車ですれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備えるものにあつては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。

三 自動車の前面の両側には、次の基準に適合するすれ違い用前照灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅〇・八メートル以下の自動車には、次の基準に適合するすれ違い用前照灯をその前面に備えればよい。

イ すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、そのすべてを同時に照射したときに、夜間にその前方四十メートル（第一号イ括弧書の自動車に備えるものにあつては、十五メートル）の距離にある交通上の障害物を

確認できる性能を有すること。

ロ すれ違い用前照灯は、イに規定するほか、第一号ハ及びニの基準に準じたものであること。

四 すれ違い用前照灯は、前号に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

イ すれ違い用前照灯の数は、二個であること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅〇・八メートル以下の自動車にあつては、一個又は二個であること。

ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の上縁の高さが地上一・二メートル以下（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び第一号イ括弧書の地方運輸局長の指定する自動車に備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上一・二メートル以下に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最低の高さ）、下縁の高さが地上〇・五メートル以上（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び第一号イ括弧書の地方運輸局長の指定する自動車に備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上〇・五メートル以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ）となるように取り付けられていること。

ハ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上一・二メートル以下となるように取り付けられていること。

ニ すれ違い用前照灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から四百ミリメートル以内（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び第一号イ括弧書の地方運輸局長の指定する自動車に備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上自動車の最外側から四百ミリメートル以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最外側の位置）となるように取り付けられていること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅〇・八メートル以下の自動車に備えるすれ違い用前照灯にあつてはこの限りでない。

ホ すれ違い用前照灯は、イからニまでに規定するほか、第二号ハの基準に準じたものであること。

五 最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車の前面には、灯光の色が白色又は淡黄色であつてそのすべてが同一であり、かつ、安全な運行を確保できる適当な光度を有する走行用前照灯を一個、二個又は四個（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、一個又は二個）備えなければならない。この場合において、その光度が一万カンデラ以上のものにあつては、走行用前照灯のほかに照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を一個又は二個その前面に備えなければならない。

六 前号後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯にあつては、前号の規定によるほか、第一号（ロ及びニに限る。）及び第二号ロの規定を、すれ違い用前照灯にあつては第三号（イを除く。）及び第四号（イを除く。）の規定を準用

する。この場合において、第四号ロ中「農耕作業用小型特殊自動車」とあるのは「小型特殊自動車」と、同号ニ中「二輪自動車」とあるのは「最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車、二輪自動車」と読み替えるものとする。

七 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、前各号の規定によるほか、原動機が作動している場合に常にいずれかが点灯している構造でなければならない。

八 自動車には、次の基準に適合する前照灯照射方向調節装置（前照灯（走行用前照灯及びすれ違い用前照灯をいう。以下この号において同じ。）の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調節するための装置をいう。以下同じ。）を備えることができる。

イ 前照灯照射方向調節装置は、すれ違い用前照灯の照射光線を自動車のすべての乗車又は積載の状態において確実に他の交通を妨げないようにすることができるものであること。

ロ 前照灯照射方向調節装置は、前照灯の照射方向を左右に調節することができないものであること。

ハ 手動式の前照灯照射方向調節装置は、運転者が運転者席において容易に、かつ、適切に操作できるものであること。

九 自動車に備える前照灯には、前照灯洗浄器を備えることができる。

十 前照灯洗浄器は、次の基準に適合するものでなければならない。

イ 前照灯のレンズ面の外側が汚染された場合において、前照灯の光度を回復するのに十分な洗浄性能を有するものであること。

ロ 第一号及び第三号に掲げる前照灯の性能を損なわないものであること。

ハ 走行中の振動、衝撃等により損傷を生じ、又は作動するものでないこと。

ニ 歩行者等に接触した場合において、歩行者等に傷害を与えるおそれのないこと。

十一 前照灯洗浄器は、前号に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

イ 運転者が運転者席において容易に操作できるものであること。

ロ 灯火装置及び反射器並びに指示装置の性能を損なわないように取り付けられていること。

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
一 昭和四十八年十一月三十日以前に製作された自動車	第四号ニ
二 平成十年三月三十一日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入された自動車以外の自動車であって平成九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車を除く。）	第七号
三 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車	第二号ロ及び第九号から第十一号まで

3 次の表の第一欄に掲げる自動車については、第一項の規定のうち同表第二欄に掲げる規定は、同表第三欄に掲げる字句を同表第四欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自動車	条項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 昭和三十五年九月三十日以前に製作された自動車	第一号イ	百メートル（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものにあつては、五十メートル）	五十メートル（軽自動車、最高速度二十五キロメートル毎時未満の自動車に備えるものにあつては、十五メートル）
	第三号イ	四十メートル（第一号イ括弧書の自動車に備えるものにあつては、十五メートル）この距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。	十五メートルの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。ただし、軽自動車、最高速度二十五キロメートル毎時未満の自動車に備えるものでその光源が二十五ワット以下のものにあつては、減光し又は照射方向を下向きに変換することができ構造でなくてもよい。
	第四号ロ	すれ違い用前照灯は、その照明部の上縁の高さが地上一・二メートル以下（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び第一号イ括弧書の地方運輸局長の指定する自動車に備える	すれ違い用前照灯の照射光線の主光軸は、前方二十五メートルにおける地面からの高さが一・二メートルを超えないこと。

<p>二 昭和三十五年十月一日から昭和三十八年十月十四日までに製作された自動車</p> <p>三 昭和三十四年三月三十一日以前に製作された自動車</p>	<p>第四号ハ</p> <p>第五号</p> <p>第一号イ</p> <p>第二号イただし書及び第四号イただし書</p>	<p>すれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上一・二メートル以下に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最低の高さ)、下縁の高さが地上〇・五メートル以上（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び第一号イ括弧書の地方運輸局長の指定する自動車に備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上〇・五メートル以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ)となるように取り付けられていること。</p> <p>すれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上一・二メートル以下となるように取り付けられていること。</p> <p>光度が一万カンデラ以上のもの</p> <p>最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車</p> <p>並びに幅〇・八メートル以下の自動車</p>	<p>すれ違い用前照灯の照射光線の主光軸は、前方二十五メートルにおける地面からの高さが一・二メートルを超えないこと。</p> <p>光源が二十五ワットを超えるもの</p> <p>大型特殊自動車</p> <p>、三輪自動車並びに幅〇・八メートル以下の自動車</p>
--	--	--	---

四 昭和三十五年十月一日から昭和四十八年十一月三十日までに製作された自動車	第三号イ	四十メートル	三十メートル
五 昭和三十五年十月一日から平成十七年十二月三十一日までに製作された自動車	第四号ロ	上縁、下縁の高さが地上〇・五メートル以上（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び第一号イ括弧書の地方運輸局長の指定する自動車に備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上〇・五メートル以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ）となるように	中心となるように

- 4 平成十九年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二・三・二・三・の規定は、適用しない。
- 5 平成十八年一月一日から平成二十一年七月十日までに製作された自動車については、細目告示別添五十二・四・二・八・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十年国土交通省告示第869号）による改正前の細目告示別添五十二・四・二・八・の規定に適合するものであればよい。
- 6 保安基準第三十二条第三項及び第六項並びに細目告示第四十二条第四項ただし書及び第七項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十年七月十一日から平成二十三年一月十日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第四改訂版6・1・2・及び6・2・2・の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第三改訂版補足第四改訂版6・1・2・及び6・2・2・の規定に適合するものであればよい。
- 7 平成二十一年七月十日以前に製作された自動車については、協定規則第二百二十三号改訂版補足改訂版5・3・1・の規定は、適用しない。
- 8 平成十八年一月一日から平成二十六年九月三十日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二・四・1・2・及び4・2・2・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十一年国土交通省告示第七百七十一号）に

- よる改正前の細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二4・1・2・及び4・2・2・の規定に適合するものであればよい。
- 9 平成十八年一月一日から平成二十三年二月六日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示別添五十二3・7・1・、3・22・及び3・23・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十一年国土交通省告示第七百七十一号）による改正前の細目告示別添五十二3・7・1・、3・22・及び3・23・の規定に適合するものであればよい。
 - 10 保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項並びに細目告示第四十二条第四項ただし書、第七項ただし書、第九項ただし書及び第十項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第五改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。
 - 11 平成二十一年十月二十三日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未滿の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未滿の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二4・1・2・及び別添五十二4・2・2・中「協定規則第九十八号改訂版補足改訂版」を「協定規則第九十八号補足第十一改訂版」と、「協定規則第一百十二号改訂版補足改訂版」を「協定規則第一百十二号補足第十改訂版」と読み替えることができる。
 - 12 平成十八年一月一日から平成二十四年十月二十三日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示別添五十二3・27・の規定は、適用しない。
 - 13 保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項並びに細目告示第四十二条第四項ただし書、第七項ただし書、第九項ただし書及び第十項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第五改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。
 - 14 平成二十二年八月十八日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未滿の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未滿の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二4・1・2・及び4・2・2・中「協定規則第九十八号改訂版補足改訂版」を「協定規則第九十八号補足第十二改訂版」と、「協定規則第一百十二号改訂版補足改訂版」を「協定規則第一百十二号補足第十一改訂版」と読み替えることができる。
 - 15 平成二十二年八月十八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものにつ

いては、細目告示第四十二条第八項及び第百二十条第九項中「協定規則第百二十三号改訂版補足改訂版」を「協定規則第百二十三号補足第三改訂版」と、別添五十二4・㊦・2・及び別添五十五4・1・中「協定規則第百二十三号改訂版補足改訂版」を「協定規則第百二十三号」と読み替えることができる。

- 16 平成二十七年十二月八日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車並びに国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二4・1・2・及び4・2・2・中「協定規則第九十八号改訂版補足改訂版」を「協定規則第九十八号補足第十三改訂版」と、「協定規則第百十二号改訂版補足改訂版」を「協定規則第百十二号補足第十二改訂版」と読み替えることができる。
- 17 平成二十七年十二月八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第八項、第百二十条第九項並びに別添五十二4・㊦・2・及び別添五十五4・1・中「協定規則第百二十三号改訂版補足改訂版」を「協定規則第百二十三号補足第四改訂版」と読み替えることができる。
- 18 平成二十三年十月二十七日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示別添五十二4・1・7・1・、4・1・7・2・、4・1・8・1・及び4・1・9・3・の規定は、適用しない。